旭川医科大学病院予防医学センター運営委員会要項

（令和8年11月11日病院長裁定）

（趣旨）

第1条　この要項は、旭川医科大学病院予防医学センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条　委員会は、予防医学センターの運営に関する重要事項を審議する。

（構成）

第3条　委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1)　予防医学センター長
(2)　予防医学センター副センター長
(3)　臨床検査・輸血部長
(4)　放射線部長
(5)　薬剤部長
(6)　経営企画部長
(7)　看護部長
(8)　事務局次長（財務・病院担当）
(9)　その他、委員長が必要と認めた者

2　前項第9号の委員は、委員長の推薦により病院長が委嘱する。

（任期）

第4条　前条第1項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2　前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条　委員会に委員長を置き、予防医学センター長をもって充てる。

2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2　委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決定する。

（委員以外の者の出席）

第7条　委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条　委員会の庶務は、医療支援課において処理する。

（雑則）

第9条　この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

1 この要項は、令和8年12月1日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第9号の委員の任期は、第4条第1項本文

の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。

【制定理由】

予防医学センターの新設に伴い、運営委員会に関する要項を整備するものである。